

熊本県公報

第 1 1 5 3 2 号
平成 19 年 4 月 2 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業所の指定……………(高齢者支援総室) 1
- 指定介護予防サービス事業所の指定……………(") 1
- 熊本県経営サポート資金融資制度要項……………(経営金融課) 1
- 熊本県産業活性化資金融資制度要項……………(") 3
- 熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項……………(") 3
- 熊本県小規模事業者資金融資制度要項……………(") 4
- 熊本県創業者支援資金融資制度要項……………(") 4
- 熊本県新事業展開支援資金融資制度要項……………(") 4
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定……………(障害者支援総室) 5
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更……………(") 5
- 種畜証明書の交付……………(畜産課) 5
- 有明北部水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定並びに達成期間の一部改正……………(水環境課) 5
- 白川水域、緑川水域及び坪井川水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定の一部改正……………(") 6

公 告

- 開発行為工事完了……………(建築課) 6
- 道路の位置指定……………(") 6
- "……………(") 6
- 平成 19 年度熊本県広報誌「県からのたより」制作業務に係る一般競争入札……………(広報課) 6

告 示

熊本県告示第 317 号
介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 19 年 4 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
みのり 八代市郡築 4 番町 40 番地 8	株式会社みのり	平成 19 年 4 月 1 日

熊本県告示第 318 号
介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 19 年 4 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
みのり 八代市郡築 4 番町 40 番地 8	株式会社みのり	平成 19 年 4 月 1 日

熊本県告示第 319 号
熊本県経営サポート資金融資制度要項を次のように定める。
平成 19 年 4 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県経営サポート資金融資制度要項

(目的)

第 1 条 この要項は、景気の低迷等により経営が悪化している中小企業者に対して無担保による融資を迅速に行い、中小企業者の資金供給の円滑化に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要項において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 1 項に定める中小企業者をいう。

(取扱金融機関)

第 3 条 この制度の取扱金融機関は、県内に本店を有する銀行、信用金庫及び信用協同組合並びに商工組合中央金庫熊本支店とする。

(融資資格)

第 4 条 融資の対象となる中小企業者は、次の各号に定める要件をすべて備えているものとする。

(1) 熊本県信用保証協会（以下「協会」という。）の審査基準を満たしていること。

(2) 県内に本店及び事業所を 1 年以上有し、かつ、同一事業を 1 年以上営んでいること。

(3) 中小企業者が申込みを行う取扱金融機関と過去 1 年以上正常な融資取引があること。

(4) 協会に対して代位弁済による求償債務（連帯保証によるものを含む。）がないこと。

(5) 県税を完納していること。

(融資対象者)

第 5 条 融資の対象となる中小企業者は、直近 2 期の決算書の売上高又は営業利益が前年と比べ減少している者とする。

(融資条件)

第 6 条 取扱金融機関が行う融資の条件は、次のとおりとする。

(1) 融資限度額 次のいずれかのうち最も低い額以内とする。

ア 2,000 万円

イ 直近の決算における平均月商の 2 倍

(2) 資金使途 運転資金

(3) 融資利率 固定又は変動利率とし、金融機関所定利率とする。

なお、貸付時の利率及び変動利率における変動後の利率は、知事が別途定める利率以下とする。

(4) 融資期間 10 年以内（据置期間なし）

(5) 返済方法 原則として元金均等による分割返済とする。

(6) 担保 不要とする。

(7) 保証人 法人代表者以外については不要とする。ただし、協会が必要と認める場合については、この限りでない。

(8) 信用保証 すべて協会の保証付きとする。

(損失補償)

第 7 条 県は、この制度の実施のため、協会との間に損失補償契約を締結する。

(融資申込み)

第 8 条 融資を受けようとする者は、次の各号に定める書類を取扱金融機関に提出するものとする。

(1) 融資申込書

(2) 協会所定の信用保証委託申込書

(3) 直近 2 期の決算書（個人事業主は、青色申告書（資産負債調を含む。））

(4) 県税納税証明書

(5) 取扱金融機関及び協会が別に定める書類

(審査)

第 9 条 取扱金融機関は、前条の規定による書類を受理したときは、その内容を審査し、協会所定の信用保証依頼書を添えて速やかに協会に送付するものとする。

2 協会は、前項の規定による書類の送付を受けた場合は、その内容を中小企業信用リスク情報データベース等により審査し、保証することが適当と認めるときは、速やかに当該取扱金融機関に信用保証書を送付するものとする。

(取扱いの解除又は制限)

第 10 条 取扱金融機関が次の事項に該当するときは、県及び協会は協議のうえ、本制度の取扱いの解除又は新規の取扱いを停止できる。

(1) 保証債務代弁率が 2 か年連続 3.5% を超えた場合

(2) 本要項又は法令に反した取扱いを行った場合

(3) 業務上やむを得ない事情がある場合

(重複貸付の特認等)

第 11 条 この要項の規定により融資を受けようとする者は、熊本県歳計現金余裕金貸付規則（昭和 34 年熊本県規則第 14 号）による歳計現金余裕金を資金とする融資とは重複して融資を受けることはできるが、熊本県中小企業無担保クイック融資資金（通称：くまもとファイト資金）融資とは重複して融資を受けることはできない。

(歩積、両建等の禁止)

第 12 条 取扱金融機関は、この要項に基づく融資について歩積又は両建等の条件を付してはならない。

(融資状況報告)

第 13 条 協会は、毎月、別に定める融資状況報告書を翌月の 10 日までに知事に報告するものとする。

(協議等)

第 14 条 知事は、この要項の適正かつ円滑な運営を図るため、適宜この要項に定める関係機関と協議するとともに、必要と認めるときは報告を求めることができるものとする。

2 この要項等に定めなき事項については、取扱金融機関及び協会は、あらかじめ県と協議のうえ、融資又は保証承諾を行わなければならない。

(雑則)

第 15 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(熊本県中小企業無担保クイック融資資金の廃止)

2 熊本県中小企業無担保クイック融資資金（通称：くまもとファイト資金）融資制度要項（平成 16 年熊本県告示第 775 号）は廃止する。

(経過措置)

3 この要項の施行の日前に、熊本県中小企業無担保クイック融資資金（通称：くまもとファイト資金）融資制度要項により貸付けがなされた資金については、なお従前の例による。

熊本県告示第 320 号

熊本県産業活性化資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 19 年 4 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県産業活性化資金融資制度要項の一部を改正する要項

熊本県産業活性化資金融資制度要項（平成 17 年熊本県告示第 512 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「第 5 条第 1 項第 1 号に規定する融資を対象に」及び「、第 5 条第 1 項第 2 号に規定する融資を対象に 900 パーセント以上」を削る。

第 5 条第 4 項中「前項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に該当する中小企業者にあつては知事に、第 3 号に該当する中小企業者にあつては所在市町村長に」を「前項第 3 号に該当する中小企業者にあつては所在市町村長に、前項第 4 号に該当する中小企業者にあつては知事に」に、「知事又は市町村長」を「市町村長又は知事」に改める。

第 9 条第 1 項中「融資申込書」の次に「及び協会所定の信用保証委託申込書」を加え、同条第 2 項中「を添えて、金融機関所定の借入申込書により直接取扱金融機関に申し込むものとする。」を「と協会所定の信用保証委託申込書を添えて、金融機関所定の借入申込書により直接取扱金融機関に申し込むものとする。この場合において、同条第 3 項第 3 号及び第 4 号に該当する資金を受けようとする者は、市町村長又は知事の承認を受けた承認計画書を添付するものとする。」に改める。

附 則

1 この要項は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

2 この要項の施行日前に、この要項による改正前の熊本県産業活性化資金融資制度の規定により貸付けがなされた資金については、なお、従前の例による。

熊本県告示第 321 号

熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 19 年 4 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項の一部を改正する要項

熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項（平成 13 年熊本県告示第 326 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 7 号を次のように改める。

(7) 信用保証 すべて協会の保証付きとするが、第 6 条第 3 号アに係る融資を受ける者については経営安定関連特例保険によるものとする。

第 9 条第 1 項及び同条第 2 項中「納税証明書」の次に「及び協会所定の信用保証委託申込書」を加える。

附 則

1 この要項は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

2 改正後の第 12 条の規定は、平成 20 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

3 この要項の施行日前に、この要項による改正前の熊本県金融円滑化特別資金融資制度の規定により貸付けがなされた資金については、なお、従前の例による。

熊本県告示第322号

熊本県小規模事業者資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成19年4月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県小規模事業者資金融資制度要項の一部を改正する要項
熊本県小規模事業者資金融資制度要項（平成2年熊本県告示第245号の12）の一部を次のように改正する。

第7条第7号を次のように改める。

（7）信用保証 すべて協会の保証付きとするが、無担保・無保証人保証制度に係る融資を受ける者については特別小口保険によるものとする。

第9条第1項中「融資申込書を」を「融資申込書に協会所定の信用保証委託申込書を添付して、」に改める。

第10条第3項中「、必要があると認めるときは、」を削る。

第13条中「及び、信用協同組合」を削る。

附 則

- 1 この要項は、平成19年4月1日から適用する。
- 2 この要項の施行日前に、この要項による改正前の熊本県小規模事業者資金融資制度要項の規定により貸付けがなされた資金については、なお、従前の例による。

熊本県告示第323号

熊本県創業者支援資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成19年4月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県創業者支援資金融資制度要項の一部を改正する要項
熊本県創業者支援資金融資制度要項（平成8年熊本県告示第384号）の一部を次のように改正する。

第5条第5号の次に次の1号を加える。

（6）財団法人くまもとテクノ産業財団における所定の事業可能性評価を受けた者

第9条第1項中「を添えて」を「及び協会所定の信用保証委託申込書を添付して」に改める。

附 則

- 1 この要項は、平成19年4月1日から適用する。

熊本県告示第324号

熊本県新事業展開支援資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成19年4月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県新事業展開支援資金融資制度要項の一部を改正する要項
熊本県新事業展開支援資金融資制度要項（平成16年熊本県告示第293号）の一部を次のように改正する。

第1条中「図るとともに、失業率の低下、ひいては県内産業の活性化を図ることを目的とする。」を「図り県内産業の活性化を図ることを目的とする。」に改める。

第2条第2号中「10,000平方メートル以上の」の次に「県内及び県外の」を加える。

第5条第1項第5号を次のように改める。

（5）削除

第5条第4項第3号の次に次の1号を加える。

（4）産業技術センターとの共同研究により特許法、実用新案法及び意匠法に基づく設定登録を受けた者又は出願中の者で、当該研究結果により新たな事業展開をする者

第5条第6項を削る。

第7条第3号ア中「5,000万円以内」の次に「ただし、別に定める自動車関連に係る融資を受けようとする者は8,000万円以内とする。」を加え、同号エ中「1年以内」の次に「。ただし、別に定める自動車関連に係る融資を受けようとする者は2年以内とする」を加え、同号キ中「保証付きとする」の次に「が、第5条第2項第4号及び同条第4項第2号に係る融資を受ける者については経営革新関連特例保険によるものとする」を加え、同条第4号を削る。

第9条第1項、第2項、第3項及び第4項中「計画書に、」の次に「協会所定の信用保証委託申込書及び」を加え、同条第2項、第3項及び第4項中「別に定める」の次に「融資申込書及び」を加え、同条第5項を削る。

第10条第2項中「又は第5項」及び「また、取扱金融機関は、第5条第1項第5号に規定する融資にあたっては、事前に雇用枠計画書の写しを知事あてに送付するものとする。」を削る。

第13条を削り、第14条を第13条とし、第15条及び第16条を1条ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この要項は、平成19年4月1日から適用する。
- 2 この要項の施行日前に、この要項による改正前の熊本県新事業展開支援資金融資制度要項の規定により貸付けがなされた資金については、なお、従前の例による。

熊本県告示第 325 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成 19 年 4 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
うすま苑共同生活援助・介護事業所 玉名郡南関町上坂下 790 番地	社会福祉法人 白間会 玉名郡南関町上坂下 790 番地 石川 四男美	平成 19 年 4 月 1 日	4321110019	共同生活介護

熊本県告示第 326 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があった。

平成 19 年 4 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
社会福祉法人 白間会 うすま苑共同生活援助・介護事業所 共同生活援助及び共同生活介護	事業所の名称	うすま苑グループ ホーム事業所	うすま苑共同生活 援助・介護事業所	平成 19 年 4 月 1 日

熊本県告示第 327 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 4 条第 1 項第 2 号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施し、種畜証明書を交付したので告示する。

平成 19 年 4 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 実施の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため。
- 2 検査対象
家畜改良増殖法第 4 条に規定する牛の雄
- 3 検査実績

検査日	種畜証明書番号 (平 18 熊本県臨)	名 号	品 種	検査成績	飼 養 者	検 査 場 所
平成19年 3月19日 (月)	第 21 号	玉波丸	褐毛和種	1 級	熊本県農業研 究センター	合志市栄 3801
	第 22 号	光重球磨 三	褐毛和種	1 級		
	第 23 号	安福成	黒毛和種	2 級	株式会社 新興牧場	菊池市泗水町豊 水西八久保1483
	第 24 号	大副1543	黒毛和種	2 級	井上 義朗	玉名郡和水町竈 門 577

熊本県告示第 328 号

有明北部水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定並びに達成期間（昭和 49 年 8 月 31 日熊本県告示第 712 号）の一部を次のように改め、平成 19 年 4 月 2 日から施行する。

平成 19 年 4 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

別表（有明北部水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定）中の有明北部水系行末川（全域）の項中「C」を「B」に改める。

熊本県告示第 329 号

白川水域、緑川水域及び坪井川水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（昭和 47 年 12 月 21 日熊本県告示第 960 号）の一部を次のように改め、平成 19 年 4 月 2 日から施行する。

平成 19 年 4 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

別表（白川水域、緑川水域及び坪井川水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定）中の坪井川水系坪井川下流（上代橋より下流）の項中「D」を「C」に、「ロ」を「イ」に改め、同表中の坪井川水系堀川下流（丹防橋より下流）の項中「ハ」を「イ」に改め、同表中の坪井川水系井芹川下流（山王橋より下流）の項中「E」を「B」に、「ハ」を「イ」に改める。

同表（注）1 中「該当類型及び暫定目標」を「該当類型」に、「C、D 及び E」を「C 及び D」に改める。

公 告**熊本県公告第 287 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 4 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字津久礼字玄番道筋 4144 番 1、同 4145 番 1、同 4145 番 2、同 4145 番 3、同 4146 番 2、同 4146 番 3 及び同 4153 番 8
9,467.10 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市龍田町弓削 1084 番地 2
笠 ヨシ子

熊本県公告第 288 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 19 年 4 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 熊本市江津一丁目 15 番 6 号
- 2 築造者の氏名 株式会社横田産業
- 3 道路の位置 下益城郡富合町大字榎津字四の坪 503 番 16
- 4 道路の幅員 6.00 メートルから 6.02 メートルまで
- 5 道路の延長 73.29 メートル
- 6 指定年月日 平成 19 年 3 月 9 日
- 7 指定番号 宇城景建第 55 号

熊本県公告第 289 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 19 年 4 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 熊本市楡木二丁目 7 番 38 号
- 2 築造者の氏名 渡邊龍喜
- 3 道路の位置 宇土市松山町字前田 4428 番 3
- 4 道路の幅員 5.00 メートルから 5.15 メートルまで
- 5 道路の延長 27.85 メートル
- 6 指定年月日 平成 19 年 3 月 19 日
- 7 指定番号 宇城景建第 58 号

熊本県公告第 290 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 4 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
(1) 委託業務の名称

- 平成 19 年度熊本県広報誌「県からのたより」制作業務
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
契約締結の日から平成 20 年 3 月 31 日まで
 - (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、熊本県広報誌「県からのたより」制作業務に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 14 年熊本県告示第 516 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目「広報広告」に登録された者で、かつ、その格付けが「A」又は「B」と決定されたものであること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 熊本県内に本社、支店又は営業所を有すること。
 - (3) (2) の本社等において、B2 サイズのオフセット輪転機の設備を備えていること。
 - (4) (2) の本社等において、(3) の設備に加え、別途 B2 又は B3 サイズのオフセット輪転機の設備を備えていること。
 - (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生開始手続の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (7) 6 の(4)のアに掲げる時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2 の(1)の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 4 月 2 日（月）から平成 19 年 4 月 9 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成 19 年 4 月 2 日（月）から平成 19 年 4 月 16 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
 - (2) 提出場所
5 に記載のとおり
 - (3) 提出方法
入札説明書に定める様式により、5 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書等により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県総合政策局広報課企画・広報班（県庁行政棟本館 4 階）
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2027

- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明会及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 19 年 4 月 2 日 (月) から平成 19 年 4 月 20 日 (金) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
5 に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時
平成 19 年 4 月 9 日 (月) 午前 11 時から
イ 場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 4 階 401 会議室
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 19 年 4 月 23 日 (月) 午前 11 時から
イ 場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 4 階 401 会議室
- (5) 入札書の提出方法
6 の (4) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 19 年 4 月 20 日 (金) までに必着するよう郵送 (書留郵便に限る。) すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の (4) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付せず、又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の

- 10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

